

会 議 概 要	
事務局	開 会
会 長	挨 拶
事務局	本運営協議会の出席状況について、全委員15名のうち15名の出席により本協議会は成立し、傍聴人が1名である旨を告げ、議長を大関会長にお願いする。
議 長	本日の会議の議事録署名人として、窪谷委員並びに八代委員を指名する。
議 長	議事（1）川口市国民健康保険税の賦課限度額について上程し、事務局の説明を求める。
事務局	資料の1ページから9ページ及び試算表により説明。
議 長	事務局より説明があったが、何か質問はあるか。
委 員	①賦課限度額引き上げによる高所得世帯の負担増が心配だが、対象世帯の収納率はどれくらいか。
事務局	①令和元年度の決算における収納率は、所得600万円～700万円世帯が所得世帯94.95%、所得700万円～1,000万円世帯が95.05%、所得1,000万円を超える世帯が98.1%であり、平均収納率より高くなっている。
委 員	①国・県補助金の保険者努力支援制度について、どのような評価項目があるのか。
事務局	①特定健康診査の受診率や収納率の向上などに関する取組や実績の評価に応じて点数が加算され、補助金が交付される仕組みとなっている。試算数値であるが、例えば、令和2年度の収納率向上に関する取組の実績では、現年課税分が約1200万円、滞納繰越分が約480万円交付

	<p>されている。</p> <p>(その他質疑なし)</p>
議 長	<p>議事(1)川口市国民健康保険税の賦課限度額について、了承することよろしいか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>報告事項(1)川口市国民健康保険税条例の一部改正について事務局より説明を求める。</p>
事 務 局	<p>資料10ページから12ページにより説明。</p>
議 長	<p>事務局より説明があったが、何か質問はあるか。</p>
委 員	<p>①低未利用土地等の活用促進のための譲渡所得に対する特別控除の創設について、土地の未使用期間や地目など、適用条件はあるか。</p>
事 務 局	<p>①長期譲渡所得に係る課税が対象のため、保有期間は5年以上と定められているが、未使用期間や地目に関する定めはない。</p>
委 員	<p>①低未利用土地等の活用促進のための譲渡所得に対する特別控除について、良い制度と思うが一般の方への周知は行うのか。</p>
事 務 局	<p>①国民健康保険税条例の改正が必要なため、まず、議会に諮り、可決されることが前提であるが、改正後に対象者が確定申告した場合、国民健康保険税の手続きは必要なく自動算定されることから、制度の周知については特段考えていない。</p>
	<p>(その他質疑なし)</p>
議 長	<p>報告事項(2)傷病手当金の適用期間延長について事務局より説明を求める。</p>
事 務 局	<p>資料13ページにより説明。</p>

議 長	事務局より説明があったが、何か質問はあるか。
議 長	① 11月9日現在で、申請件数11件、支給額約108万円とのことだが、当初想定の範囲内か。
事 務 局	①対象条件が限定的であることもあり、当初想定の範囲内である。 (その他質疑なし)
議 長	報告事項(3)その他について、事務局より説明を求める。
事 務 局	今後の会議開催予定について説明。
議 長	事務局より説明があったが、何か質問はあるか。 (質疑なし)
事 務 局	閉 会